新潟地方裁判所委員会(第36回)議事概要

- 1 日時 平成30年7月31日(火)午後3時から午後5時まで
- 2 場所 新潟地方裁判所所長室
- 3 出席委員

足立哲, 秋元豊, 荒川義克, 今井弘晃, 金子修, 佐藤孝一, 佐藤大輔, 鈴木髙志, 高橋裕之, 三島亮, 山﨑威(欠席委員 川崎泰, 渡辺豊) (五十音順, 敬称略)

- 4 全体概要
 - (1) 新委員の紹介
 - (2) 意見交換

ア 法教育についてのこれまでの取組について (報告)

イ 法教育の今後の在り方について

5 意見交換の概要

【以下,発言者は,◎:委員長,○:委員,●:裁判所委員,▼事務局と表示】

(1) 法教育についてのこれまでの取組の報告

意見交換に先立ち,事務局等から,法教育の趣旨,裁判所全体の取組,新潟地裁に おける取組(弁護士会及び検察庁における取組も含む。)について,それぞれ説明した。

- (2) 法教育の今後の在り方について
 - ◎ ただいまの報告に対する御感想や今後の取組の在り方についての御意見等をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。国民が、裁判制度により親しんでもらい、身近に感じてもらうことで司法制度の利用につなげていくという観点と、弁護士会における取組のような身近なルールを通じて法律に親しんでもらうという観点から御意見等をいただきたいと思います。まずは、前者の観点からどのようなことが考えられるか、御意見をいただきたいと思います。
 - 広報に力を入れれば裁判制度に対する意識が高まるのかどうか、という点について、裁判所としてどのように考えているのでしょうか。
 - ◎ 紛争が本当に減っていて、それが原因で事件数が減っているのであれば困る話ではないと思うところですが、実際には紛争があるにもかかわらず裁判所の敷居が高くて裁判所を利用できないから事件数が減っているというところになると困るところだと思います。
 - 裁判所に行くことが面倒だという人は、それだけでストレスが溜まってしまうのではないかと思います。これは日本に限らないと思うのですが、この前、韓国のソウルにある裁判所に行った際、職員の方から、今はインターネットで一定の申立手続ができるという説明を受けました。紙ではなくインターネットで申し立てることができれば、裁判所の敷居が低くなるのではないかと思うのですが、裁判所ではそのようなことを考えていないのでしょうか。

- ◎ 簡易裁判所の支払督促という手続では、東京簡易裁判所において、全国の業者からの申立てをインターネットにより受け付けています。今は政府において、民事訴訟手続のIT化をテーマとした検討委員会が設けられており、併行してそれぞれの裁判所で議論を始めています。具体的には、申立てというよりもウェブ会議というものを検討しておりまして、最終的にはインターネットでの申立てを視野に入れて検討しているところです。
- インターネットで手続が利用できることはいいことかもしれませんが、相当簡便 な手続にしないと、一般の方が申し立てることは難しいのではないでしょうか。
- 韓国のソウルの弁護士事務所の方からお話を伺ったのですが、パソコンに慣れて お金もある人はやれるのですが、パソコンがなくお金もない人は取り残されてしま い利用の格差が広がるのではないかと思っています。特に年配の方だとできない方 が多いのだろうと思います。
- ◎ IT関係の検討も進めていかなければならないと思っていますが、本日のテーマである法教育に関しては、裁判所、検察庁、弁護士会とも、子供のときから理解してもらう必要性を感じているところです。裁判所における法教育は、裁判員制度をきっかけにして、この制度を理解してもらうよう取り組んでおりますが、それだけではなく法の支配について、若い世代に理解してもらう取組も大切なことだと感じています。
- メディアという視点では、公文書管理の在り方も含めてルールを守ることが大切であると思っています。また、法教育に関する取組に関して、裁判所や検察庁のように、制度の利用につなげる観点と、弁護士会のように、身近なルールを通じて法に親しんでもらうという観点がそれぞれ異なることは必要なことではないかと思っています。
- ◎ 子ども新聞で法教育をテーマに取り上げることはできるのでしょうか。
- 弊社が扱っている子ども新聞では、「週刊ふむふむ」と「fumufumuJ」というものがあります。「週刊ふむふむ」というのは小学生向けのもので、意外と痒いところに手が届きますので、お年寄りや大人の読者から、掲載した記事に関してもっと取り上げてほしいと言われることがあります。次に、「fumufumuJ」というのは中高生向けのもので、これまで「NIE」ということで、教育に新聞を活用してもらうよう取り組んでおりますが、今は「NIB」ということで、ビジネスに新聞を活用してもらう取り組みも行っていますので、裁判所に御協力することは可能ではないかと考えています。
- それぞれの組織が研修等で頑張っていると思いますが、今回の報告を伺って、小、中、高校生においては、裁判の仕組みを勉強したいというニーズが強いことを感じました。出前講義や裁判所の法廷を使用した模擬裁判員裁判を行うと非常にインパクトがあるのではないかと思います。
- 裁判所の出前講義として、新潟県内の企業と団体に対して裁判制度を説明すると

いう報告がありましたが、企業は非常に忙しいので、出前講義のための時間を割くことができないのではないかと思っているところです。出前講義の対象を小、中、高校生に絞って夏休みに実施すると、宿題の関係もありますから、ものすごいニーズが出てくるのではないでしょうか。

- 弊社でも裁判員裁判の出前講義で裁判官から講演を行ってもらったのですが、裁判官から直接お話を聞くことで、裁判所との距離が縮まったと思っています。裁判はどのような手続で進むのか、ポイントを絞って説明してもらいましたので、今後もこういう機会があるといいなと思っています。
- ◎ そのときの反応はどうでしたか。
- もう少し固い話をされるのかなと思っていましたが、柔らかい話をしていただい たので驚きました。
- ◎ 裁判員裁判における検察官と弁護人の役割は、裁判員に対してわかりやすく説明等をするという役割が加わっていますが、それ以外の部分は一般的な刑事裁判と一緒だと思います。話は変わりますが、民事裁判で出前講義を行うとどのような感じになるのでしょうか。
- 民事裁判は刑事裁判と違って国民にあまり親しみがないというところがありますので難しいと感じています。裁判を傍聴した上で説明するとわかると思うのですが、出前講義となりますと、よりわかりにくくなるところがありますので、実際には難しい面があると思います。
- ◎ 民事裁判では見学者に対して、期日が終了した後、より詳しく理解してもらうために裁判官や書記官が説明することはありますよね。
- そうですね。一方で出前講義では、パワーポイントを使って作成した資料を基に 民事裁判の争点等を説明しているのですが、民事裁判全体を理解していただくこと は難しいと思っています。
- ◎ 民事はルールが色々ありますからね。刑事は、被告人が有罪か無罪かといったと ころから手続をしますので、やはり刑事はわかりやすいですよね。
- 学校で裁判所のことを学ぶのはいつごろなのでしょうか。
- ▼ 最近の指導要領では、法律が重要であることなど小学5年生くらいで学ぶようです。中学生になるとさらに詳しいところを学ぶのですが、高校生になると学ぶことは全くないようです。
- 裁判所で行う法教育は、学校の教科書とは違って実のあることだと思っています。 裁判官、検察官や弁護士が目の前でやっていることを見ることで、裁判のことをよ り理解できるのではないかと思います。
- 弁護士会の法教育としては、例えば、赤信号でなぜ横断歩道を渡ってはいけないのかといったところから話をスタートし、その後信号の機能を説明した後、具体例として、真夜中午前 0 時 3 0 分ごろ、農道で信号が赤だけど誰もいないという状況でも横断歩道を渡ってはいけないのか、といったことを話しています。法律の機能

を話すのですが、制度から説明し始めると学生が遠くなってきてしまうので、例えば学校に遅刻しそうだから赤信号でも道路を渡るなど、身近なことを法律につなげて話すと興味をもってくれたりします。法律というものはすごく身近なものであることを学んでもらうというものが弁護士会の発想です。裁判所には、トラブルが発生したら話合いを行う調停という手続があること、調停が駄目なら裁判となり、最後の砦となる判決はみんな守るという趣旨の説明をしています。

- ◎ 法教育にあたっても、具体的な事例を素材にして出前講義で話すことが必要ということですね。
- 裁判官や裁判所書記官はなぜ黒い服を着ているのか。なぜ裁判官がひな壇に座 るのかといったことを話題にすることもあります。
- ◎ そのような話題をすると裁判所に関心をもってもらえることになるのではないかと思います。
- 裁判所も検察庁も国の機関ですから、どこまでできるのかという限界はあると思いますが、法教育は枠にとどまらないことですよね。裁判所は、裁判制度だけを広報するのではなく、国民の皆さんが、裁判所によって守られていること、法律を守らなければならないこと、主権者として法律を作っていく立場であること、選挙に参加することが大切なことなど、法律全体をPRしていただき、三権の中でも注目を集めていただけるよう頑張っていただきたいと思っています。
- ◎ 裁判所としては、裁判員制度に限らずルールの必要性をしっかり説明する必要があると思っています。先ほどは、企業に対する出前講義が良かったという意見がありましたがこの点はいかがでしょうか。
- 夕方1時間割いてこのテーマで研修会をやれるかというと余裕がないところが あるかと思います。
- 出前講義というものは、研修という意味合いで弊社がお願いしてもよろしいのでしょうか。
- ▼ 大丈夫です。裁判員裁判に関する出前講義では、誰もが裁判員に選ばれても安 心して参加いただける制度であることを説明しています。企業に対する出前講義 では、使用人の方にも裁判員制度の理解をお願いすることになるかと思います。
- ◎ 裁判を担当している社員とそうでない社員とでは知識が違うということですかね。
- 担当が変わったりするので勉強会をやっていますが、足りないところがあります。できるだけ幅広く、例えば、報道だけでなく総務や、記者でも内勤の見出しを付けたりする整理部の仕事がありますので、そういう記者等に対して講義していただけると、的確に情報提供ができるのではないかと思っています。

- ◎ 裁判員裁判においては、裁判員候補者の辞退率が問題となっているところです。
- 裁判員候補者の辞退率が増加しているのでしょうか。
- ◎ 全国的に増加しています。
- その他に、裁判員選任手続の際に候補者の方が出席してくれないということがあり、出席率の低下も問題になっております。新潟でも全国と同じような状況になっていますが、裁判員候補者の方にお出でいただくために、裁判員候補者の方々には、上司に理解や協力を求めるために見せてもらう文書を送付しており、裁判所としては企業の御理解を得ることが必要であると考えています。
- 弁護士会では、弁護士を学校に派遣して色々な話をされているということですが、県ではいじめ防止の会議ということで、ネットいじめの防止に向けて重点的に議論したところです。スマートフォンやSNSの関係では、どのような話をされましたか。
- 20代,30代の弁護士を派遣しており、中学生くらいの人達とかみ合う話ができており非常に好評だと思っています。人は便利さだけを追求していくが、あるところを踏み越えると別の世界に入ってしまい、色々な保護機能を超えると勝手に情報が入ってくるという話をした上で、法的な当てはめをしながら話をしています。
- 他には、学生が経験しているような具体的な事例、例えばいじめにあった事例 や架空請求をされた事例など話題としては色々あると思います。
- ◎ ネット上で知り合った人が犯罪に巻き込まれるというだけの話ではないのですね。もっと、技術的な話題をとりあげているのですね。
- そうですね。中学生の中では、スマートフォンの保護機能を破る技術を持っている人に人が集まってきています。話は変わりますが、今新潟市には期限付き公務員として弁護士がいらっしゃると思いますが、行政の中で法律的にはやっていけないこととか、法的な知識を広めるという役割があると思っています。弁護士を入れてよかったと思うところはありますか。
- 県でも一人いますが、知識を広めるというより、法律的な相談に応じるという 役割を担っています。
- これまで弁護士会では小中学校をターゲットにしていたのですが、大学、行政 や企業などではコンプライアンスの問題がありますので、法教育の関係で何らか の形で接触できないかと考えています。弁護士会が関与していないいくつかの分 野がありますので、法律で物を見る目などを行政や企業活動などで生かしてもら うような時間を作ってもらえればと思っていますが、それは可能でしょうか。

- 今,県の中でも訟務研修会という形で職員を集め、行政の仕事をやっている中で法律的にどのようなところに注意したらよいかということで、任期付職員である弁護士の方とその方から紹介された弁護士の方に来ていただいて、年1,2回研修をやっているところです。
- 民間企業における顧問弁護士については、企業にとっては扱いづらい部分があるようです。弁護士による法律相談では、相談者から、こんな小さい問題について顧問弁護士に聞いていいのだろうかと質問されることがありますので、企業における研修の機会や大学の特殊講義の中で、弁護士を活用していただき、法教育、法の支配、社会のルールなどをテーマとしてできないものかと思っています。
- 私は大学生に法教育をやるべきだと考えていますが、例えば1000人の学生 全員に受けさせると、マンパワーの問題で厳しくなるのではないかと考えていま す。以前、交通安全の講習で警察の方に来てもらって学生一人一人に話をしても らったのですが、学生数が増えていきますとそれが難しくなるということで、警 察ではeラーニングによりビデオ教材をネットにアップしており、私達が教材を 選んで学生に見せていくという形で対応しています。今やっている授業や講習を コンテンツ別に分け、私達が将来学生に伝えていくこともできれば学生にとって 非常に有益になるのでないかと考えています。
- そちらの大学では、スポーツや医療とか非常に盛んだと思いますが、スポーツや医療をテーマに、裁判官や弁護士を呼んでいただいて集中講義のようなものができないでしょうか。 e ラーニングは学生が一方的に聞いてしまうところがあるものですから、コミュニケーションを図りながら理解してもらうことは学生にとって有益ではないかと思うところです。
- ◎ 「学校へ行こう委員会」は,大学生は対象となっていないのでしょうか。
- 主に小学生から高校生が対象となっています。
- 弁護士会におけるスマートフォンやSNSなどの講義の中身というのは、このようなことをすると相手を傷つけてしまうとか、危険な問題になるとか、そのような内容になっているのでしょうか。
- そうですね。技術的な内容になりますので、熟練度の高い弁護士を派遣しているところです。
- ◎ 具体的な事例を通じて、学生が関心を持っているものを題材にし、それに関わる紛争等の説明をすることが大切だということでしょうか。
- そうですね。小中学生の親としては、スマートフォンを使う子供に対して法的 にどのように規制したらいいかというところが気になっているところだと思いま

すので、裁判所も保護者を含めて法教育を行っていくと効果的ではないかと思います。

- ◎ 憲法週間行事で実施した小学生向けの模擬裁判員裁判では、保護者にも裁判員 役等を演じてもらいました。大学生に対するものでは、先ほど検察庁からの説明 にもありました、関心の高い就職をテーマとした上で併せて制度説明をやってい るという点については、裁判所も学校に出張してそこで裁判員制度や司法制度を 含めた説明会をやっているところですが、大学生としてはどのような話題に興味 を持つのでしょうか。
- スマートフォン, SNS, 新聞・宗教の勧誘及び学生寮内における騒音などが, 学生委員会の中でトラブルとして話題になっていますので, そのようなものをテーマにすると興味を持つかもしれません。
- ◎ 対象者が関心をもってもらう分野を題材にして説明をし、場合によっては、保護者も対象に含めることが大切ということでしょうか。最後に感想等をお伺いしたいと思っていますがいかがでしょうか。
- 今まで法の役割を学ぶ機会がなかったので、法教育が大切なことだと感じました。私の会社では顧問弁護士が3人いますが、家庭内の離婚などで困っている社員に対して「顧問弁護士に相談していいよ。会社は関与しないから。」と言っているのですが、弁護士に会ったこともないという理由で一回も相談しないんですよ。一般の人は、法や裁判所に対して距離がありすぎてしまっていることがあるため、子供のときから法教育をやってもらわないとなかなか解決しないと思います。
- 子供のときに、難しい法律の説明から行うのではなく、模擬裁判を見せるなど、おもしろいところを見せてから現実の仕組みを解説すると、法律を身近に感じてもらえ、インパクトもあって頭の中に残ると思いますし、大人になったときに裁判になじみをもって、裁判制度を利用してもらえることになるのではないかと思います。
- ◎ 本日は御多忙の中お越しいただきありがとうございました。

6 次回期日

平成31年1月24日 午後3時